

横浜市立篠原小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 策定

平成 29 年 12 月 一部改

平成 31 年 3 月 改訂

1 いじめ防止に向けた考え方

① いじめの定義

- ・ 法で定められた定義であり、国と同一とする。

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、申告な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 組織の設置及び組織的な取組について

① 「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ・ 組織の構成員（管理職、教務主任、児童支援専任、養護教諭、人権児童指導委員会担当教諭）

※必要に応じて心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）の参加を求める。

② 委員会の運営

・ 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上定期的に開催する。いじめを認知した際には直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

・ 校長は学校として組織的に対応方法を決定するとともに、会議録を作成、保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

○早期発見

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに
係
る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）など

3 いじめの未然防止及び早期発見のための取組について

① いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

・人権教育の推進

～「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校

そのために、一人ひとりの人権を大切にし、差別を許さない子を育成する。同時に子どもが人とかかわり、つながるなかで自尊感情を高められるようにする。

・道徳教育の推進

子どもが様々な学びの中で、気づきや実感をひとつひとつ積み重ねることで、命の大切さを実感し、いじめに向き合う心を総合的に育てる。「公正、公平、社会正義」「善悪の判断、自立、自由と責任」「正直、誠実」「節度、節制」「親切、思いやり」「友情、信頼」「相互理解、寛容」などの内容項目において、発達段階に応じて、いじめやそれを取り巻く事項を扱い、道徳科の学習全体を通して児童の心を育てる。

・「篠原小学校スタンダード」の活用

登校から下校までの生活・学習場面で、全校児童がそろえて活動することで安心して過ごせるよ

うに「篠原小学校スタンダード」を策定し、活用する。

・わかる授業づくりを進める、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

授業を担当するすべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置づける。
(平成 29 年度からは「自ら学び、かかわり合いを通して、生き生きと表現する子を目指して」
を研究主題として国語科を中心に研究)

・友人関係、集団づくり、社会性の育成

他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに
気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から
認められているといった自己有用感を獲得していくこと。

・横浜プログラム等の活用

② いじめの早期発見

・いじめの定義、理解を含む教職員への研修

・いじめを見逃さない教職員の体制づくり (情報共有の推進→いじめ防止対策委員会、職員会議、
学年研、人権児童指導特別支援委員会 等)

・授業づくり、集団づくり

・子どもたちの主体的な取組への支援

(人権委員会あいさつ運動 等)

・アンケートの実施 (6 月、11 月) いじめ解決一斉キャンペーンの実施

・教育相談の実施

地域家庭訪問 (4 月)、個人面談 (7 月、12 月)

学校カウンセラーによる教育相談 (毎月 2 回)

・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

・保護者、地域、関係機関との連携

③ いじめに対する措置

・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援

・保護者の協力、警察署等関係機関、専門機関との連携

④ いじめの解消

・いじめの解消とは少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある

1 いじめの行為が少なくとも 3 か月(目安)止んでいること

2 いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

☆いじめ防止対策委員会や職員会議で情報を共有し、全教職員で継続して指導をする。

⑤ 研修等の実施

・児童理解研修の推進 (毎月の職員会議では各クラスの児童の様子について情報共有)

・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実

・特別支援教育の推進・充実

・授業のユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり

・自閉症理解研修の充実 4

⑥ 学校づくり懇話会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

・いじめの問題を保護者、地域と共有し、連携・協同して対応

⑦ 取組の年間計画

| | 教職員 | 児童 |
|-----|--|---|
| 4月 | 篠原小学校スタンダードの確認 いじめ防止基本方針の確認 いじめ防止対策委員会の設置 地域・家庭訪問 児童の実態把握・情報収集 | 入学式 1年生を迎える会 児童会活動テーマと年間計画作成 |
| 5月 | 児童の情報共有 | 運動会 |
| 6月 | 児童の情報共有 問題解決型ケース会議 生活アンケート実施 | たてわり班顔合わせ 校内スピーチ集会 区スピーチコンテスト |
| 7月 | 児童の情報共有 個人面談 中学校区防犯パトロール 学校づくり懇話会 人権研修 | あいさつ運動 たてわり遊び 横浜子ども会議ブロック別会議 |
| 8月 | いじめ防止職員研修 | 非行防止少年サミット・横浜子ども会議参加 |
| 9月 | 児童の情報共有 | |
| 10月 | 児童の情報共有 | しのはらコンサート OK なかよし読書（高学年→低学年） |
| 11月 | 児童の情報共有 問題解決型ケース会議 生活アンケート実施 | OK なかよし読書（低学年→高学年） |
| 12月 | 児童の情報共有 いじめ解決一斉キャンペーン 個人面談 学校評価アンケート 学校づくり懇話会 | 人権月間 あいさつ運動 人権集会（人権委員会よりいじめ防止についての発信） |
| 1月 | 児童の情報共有 情報モラル教室（4年） | 給食週間 1年生幼稚園・保育園訪問 |
| 2月 | 児童の情報共有 中学校区防犯パトロール 学校説明会 学校づくり懇話会 | あいさつ運動 たてわり遊び・たてわり給食 1年生幼稚園・保育園交流 |
| 3月 | 児童の情報共有 | 6年生を送る会 卒業式 |

4 重大事態への対処

① 調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

② 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 その他

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。